

健康活動ひろば活動室の利用

【4～6月の利用可能日】

☑毎日(5月3日(祝)～5日(祝)・7日(日)・14日(日)、6月30日(金)を除く)

☑午前9時～午後9時(1区分2時間、1日当たり1団体1区分利用可)

☑大半が市内在住・在勤・在学者で構成され、身体運動を通して健康増進を図る活動を行う団体

☑活動できる種目は、健康活動ひろばの室内で運動可能なものに限る

【公開抽選実施日】

☑2月18日(出)午前9時30分～

☑健康活動ひろば2階活動室こかげ

☑団体の代表者(1団体1人)

☑当日直接健康活動ひろばへ

【抽選会後の空室利用】

健康推進課(文化会館たづくり西館保健センター4階)で随時手続き

☑利用希望日の3日前(土・日曜日、祝・休日、年末年始に当たる場合は直前の平日)

☑無料

☑健康推進課☎441-6100

暮らしの情報

安全・安心なまちづくり

防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達訓練

緊急事態発生時に、国からの緊急情報が調布市を含む地域を対象として発出された際に、情報を自動で配信する、全国瞬時警報システム「Jアラート」を活用し、情報伝達訓練を行います。

☑2月15日(水)午前11時～

☑上りチャイム+「これは、Jアラートのテストです。」×3回+「こちらは、ぼうさい調布です。」+下りチャイム

☑総合防災安全課☎481-7346

税金・保険・年金

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

☑2月11日(祝)・26日(日)、3月11日(出)

☑午前9時～午後1時

☑保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い

☑市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎481-7041～5、保険年金課(市役所2階)

☎481-7052、納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

社会保険加入者への高額医療合算介護サービス費の支給

次の条件を全て満たす方は、高額医療合算介護サービス費が支給される可能性があります。

条件/①令和4年7月31日時点で、社会保険(調布市国民健康保険と後期高齢者医療制度以外)に加入し、40～74歳であった②令和3年8月1日～令和4年7月31日に介護保険のサービスを利用していた③令和3年8月1日～令和4年7月31日の1年間に医療・介護両保険の自己負担額の合算額が下表の限度額を超えた

70歳未満の方がいる世帯

Table with 2 columns: 所得区分(算定基礎額)※1, 限度額(年額)※2. Rows include 901万円以上, 600万円以上～901万円未満, etc.

70～74歳の方がいる世帯

Table with 2 columns: 所得区分, 限度額(年額)※2. Rows include 現役並み所得者Ⅲ, 現役並み所得者Ⅱ, etc.

※1 総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額

※2 令和3年8月～令和4年7月の1年間に適用される限度額

※上記表の所得区分は国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険(社会保険)に加入している場合は、加入している健康保険組合などに要問い合わせ

☑調布市国民健康保険と後期高齢者医療制度の方は3月中旬頃に該当する可能性のある方へ申請の案内を郵送。内容の問い合わせは案内に記載の各窓口へ

☑高齢者支援室☎481-7321

生活ひとくちメモ

屋根工事の点検商法にご用心

突然業者が来訪して屋根の無料点検を勧められ、工事の契約をさせられる手口にご注意ください。

事例

業者が来て「お宅の屋根が浮いているので無料で点検してあげる」と言われた。点検後に作業員が撮影した写真を見せられ、「風で飛ぶと近所に迷惑をかける。50万円の工事費は火災保険の給付金で補える。手続きは全部会社でやる。」と言われたので契約した。家族からおかしい話だと言われ反対されたので解約したい。

トラブルに遭わないために

火災保険の補償の中には、自然災害で傷んだ住宅の補修工事に給付金が支給されるものがあります。業者は、契約者が出費を抑えることができることを強調します。契約後に解約を申し出ると保険申請代行手数料を請求されるケースがあります。契約を勧められても慎重に判断してください。

クーリング・オフ(無条件解約)の利用

訪問販売の場合は、契約内容が書かれた契約書などの書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。解約の理由は必要なく、工事後でも解約できます。クーリング・オフは、はがきや電子メールなどの電磁的記録で通知してください。はがきはコピーをとって特定記録郵便で出し、電子メールは発信記録を残すために印刷や写真で保管しましょう。

不明な点があれば消費生活センターに相談してください。

☑調布市消費生活センター(市役所3階)

☎481-7034

☑電話相談/平日午前9時～正午・午後1時～3時30分、第2土曜日午前9時～正午

☑来所相談(予約制)/平日午前9時～正午・午後1時～3時※できるだけ電話相談のご利用を

4月からの国民年金保険料の前納申し込み

国民年金保険料は、一括前払い(前納)すると割引されます。

☑口座振替やクレジットカードで前納(6カ月、1年、2年)/申出書を2月28日(火)までに年金事務所へ提出(口座振替による前納の申し込みは金融機関でも可)。すでに申し出をしている方が4月以降も継続する場合、再度の提出は不要※当月末に口座振替することで月々の保険料が50円割引になる「早割制度」あり

☑現金で前納(6カ月、1年)/納付書(4月上旬に日本年金機構から送付)で、4月末までに納付※2年前納を希望する場合は年金事務所へ要連絡

☑令和5年度国民年金保険料の前納額は公表され次第お知らせ

☑日本年金機構府中年金事務所国民年金第1課

☎042-361-1011

(保険年金課)

マイナンバー

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

3・4月は市民課窓口が大変混みあいます。まだマイナンバーカードを受け取っていない方は早めの受け取りをご検討ください。なお、予約の方が優先ですが予約なしでも受け取り可能です。時間に余裕を持ってお越しください。

☑平日:午前8時30分～午後5時15分 休日(原則毎月第2土曜日、第4日曜日):午前9時～午後1時

☑市民課(市役所2階)

●交付通知書

- 有効期限内の本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)※顔写真の無い本人確認書類の場合は健康保険証と年金手帳など2点必要
- 予約受付番号(予約した方のみ)

☑市民課☎481-7041～3、調布市マイナンバーコールセンター☎0570-00-7211(つながらない場合☎03-5427-3272)

まちの話題

放課後子供教室事業の新名称が「あそびバ」に決定

これまでの「ユーフォー」から名称を変更するに当たり市内在住の小学生を対象に新名称の公募を行ったところ、1378件もの応募がありました。選考の結果、新名称を「あそびバ」に決定しました。

1月14日に、「あそびバ」を考案した児童6人と、特別賞の名称を考案した児童3人の出席のもと、新名称の発表・表彰式を行いました。新名称は4月1日(出)から使用します。

受賞した児童の皆さん(順不同・敬称略)



最優秀賞/あそびバ

前田悠月、瀧本実月、鈴木晴真、合志 類、長谷川ひなた、菊嶋悠真

特別賞/Base: ゆうぎ、TAP: 多田ゆい、CHOPP(チョップ): 梶原美咲

☑児童青少年課☎481-7534

●空間放射線量の測定結果(1月)

市内公共施設の定点測定場所で空間放射線量を測定した結果、全測定場所で除染実施区域となる基準の0.23マイクロシーベルトの4分の1程度でした。

☑環境政策課☎481-7087



市HP